



第二次 鹿児島市教育振興基本計画



令和4年3月

鹿児島市教育委員会



○表紙写真

左上：ICTを活用した授業の様子

右下：市内史跡巡りの様子

○裏表紙写真

左上：「かごしま創志塾・ジュニア創志塾」の活動の様子

右下：令和3年度に周辺整備が完成した旧鹿児島紡績所技師館（異人館）

はじめに

人口減少・少子高齢化やグローバル化が進展する中、人生100年時代の到来や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた一層の技術革新など、社会の変化は加速度を増しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、経済のみならず、人々の行動などあらゆる面に波及し、学校教育にも甚大な影響を及ぼしています。

このような中、国においては、子どもたちが豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育む学習指導要領の改訂や、今後の教育政策の在り方を示す第3期教育振興基本計画の策定を行うとともに、ICTの活用等により「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実すること等を目指す「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取組が進められています。

本市におきましては、平成23年3月に「鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成する」ことを目指す鹿児島市教育振興基本計画を策定し、平成28年2月の改定を経ながら、これまで、積極的に各種施策に取り組み、一定の成果を上げてきたところですが、一方で新たな課題や継続的に取り組まなければならない課題も顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、第二次鹿児島市教育振興基本計画では、第六次鹿児島市総合計画の個別計画として整合を図りながら、豊かな心・確かな学力・健やかな体の3つのバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進めることを基本目標とするとともに、とりわけ、学習指導要領に掲げられた資質・能力の一つである「学びに向かう力、人間性等」に焦点を当て、これを知識や技能の習得等を向上させる重要な土台となる「非認知能力」と捉え、様々な教育活動等を通して、その能力の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における学びの保障等の喫緊の課題については、できることから速やかに取り組むこととするほか、各種施策の実施に当たっては、学校・家庭・地域・事業者等が緊密に連携・協働する中で効果的かつ効率的に行い、成果指標の達成状況等を点検・評価するとともに、その策定に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点にも配慮しながら、可能な限り客観的な根拠に基づくこととします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました鹿児島市教育振興基本計画検討委員会の皆様や、パブリックコメント等を通じてご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年3月
鹿児島市教育委員会

目 次

第1章 策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲	2

第2章 教育を取り巻く環境

1 社会情勢の変化	3
2 国・県の動向	3
3 本市のこれまでの取組	4

第3章 本市教育の現状

1 児童生徒数	5
2 学力	6
3 体力	7
4 教育の情報化	9
5 特別支援教育	10
6 いじめ・不登校	11
7 学校安全	13
8 学校施設等	14
9 学校運営協議会	16
10 生涯学習	17
11 文化芸術	18

「目指すべき教育の姿」と「施策」の関連図	20
----------------------	----

第4章 目指すべき教育の姿

第5章 本市の教育施策

1 施策の方向性	23
2 具体的な施策の展開	25
(1) 心を育む教育と青少年教育の推進	
① 道徳教育の充実	27
② 人権教育の充実	29
③ いじめ防止対策をはじめとする生徒指導の充実	31
④ 青少年教育と体験活動の充実	33
⑤ 青少年を育む環境づくりの推進	35
(2) 個性と能力を伸ばす教育の推進	
① 幼児教育の充実	37
② 学習指導の充実	39
③ 特別支援教育の充実	41

④	教育の情報化の推進	43
⑤	キャリア教育の充実	45
⑥	郷土教育の充実	47
⑦	国際理解教育の充実	49
⑧	環境教育の推進	51
⑨	消費者教育の充実	53
⑩	主権者教育の充実	55
⑪	市立高等学校の振興	57
⑫	へき地・複式教育の充実	59

(3) 体育・健康・安全の充実

①	学校体育の充実	61
②	健康教育・食育の充実	63
③	安全教育の充実	65
④	防災教育の充実	67

(4) 地域とともにある学校づくりと教育環境の充実

①	学校運営の充実	69
②	教育課程の改善・充実	71
③	教職員の資質向上	73
④	教育施設の整備・充実	75
⑤	教育費の負担軽減	77
⑥	学校の規模適正化・適正配置	79
⑦	私立学校等との連携	81

(5) 家庭や地域の教育力の向上と生涯学習環境の充実

①	家庭教育の充実	83
②	生涯学習活動の充実	85
③	学習成果の活用	87
④	生涯学習推進体制の充実	89
⑤	生涯学習機能の充実	91
⑥	学習情報の提供、相談機能の充実	93

(6) 文化芸術の振興と歴史・文化資源の保存と活用

①	文化芸術に触れ親しむ機会の充実と活動の促進	95
②	文化施設の活用及び文化芸術情報の発信	97
③	文化財の保存の充実と積極的な活用	99

第6章 計画の推進に当たって 101

参考資料

鹿児島市教育振興基本計画検討委員会名簿	102
用語解説	103

第1章 策定に当たって

1 策定の趣旨

本市では、教育基本法に基づく教育振興の基本計画として、中長期的視点に立った教育に対する考え方や事業の進め方などを明らかにするため、平成23年3月に「鹿児島市教育振興基本計画」（以下、第一次計画という。）を策定しました。

第一次計画は、上位計画である第五次鹿児島市総合計画の終期に合わせ、計画期間を11年間とし、計画期間を通して目指すべき教育の姿等を示すとともに、平成23年度から平成27年度までの5年間に取り組むべき施策を定めました。

平成28年2月には、取り巻く環境の変化やそれまでの取組の成果と課題を踏まえ、平成28年度から6年間を後期計画期間として、第一次計画を改定し、各種施策を推進してきました。

第一次計画が令和3年度末に終了することから、社会情勢の変化や国・県の計画等を踏まえるとともに、第六次鹿児島市総合計画との整合を図りながら、第二次鹿児島市教育振興基本計画（以下、第二次計画という。）を策定することとし、これからの10年間を通して目指すべき教育の姿と施策の方向性等とあわせて、令和4年度からの5年間に取り組む施策を示すこととします。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

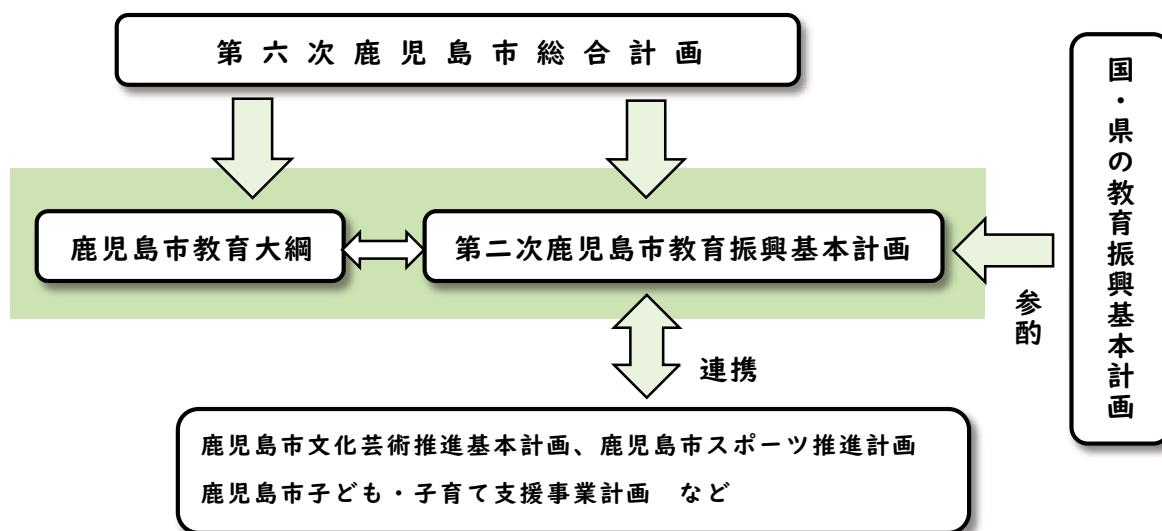
教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、教育振興のための基本計画です。

(2) 本市における位置づけ

本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにする「第六次鹿児島市総合計画」における教育分野の個別計画として策定します。

なお、第六次鹿児島市総合計画では、持続可能な開発目標（SDGs）を世界共通の目標として本市施策との関連付けを行っており、第二次計画においても、SDGsの視点を取り入れながら各種施策を推進することで、「4 質の高い教育をみんなに」など関連する目標の達成を目指します。





【教育基本法（抜粋）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

第二次計画の期間は、令和4年度から13年度までの10年間とします。

第二次計画の「目指すべき教育の姿」等で取組の方向性を示し、「具体的な施策」については、5年間で見直しを行います。

第六次鹿児島市総合計画基本構想										
前期基本計画					後期基本計画					
具体的な施策					具体的な施策					
R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	
第二次鹿児島市教育振興基本計画										
具体的な施策					具体的な施策					
R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	

4 計画の対象範囲

第二次計画の対象範囲は、学校教育、生涯学習などの市教育委員会所管事務に関する施策とします。

なお、文化に関する事務は平成26年4月に、スポーツに関する事務は平成31年4月に市長部局へ移管したことを踏まえ、第二次計画の対象外としますが、施策の推進に当たっては、関係部局等と連携しながら推進していくこととします。

第2章 教育を取り巻く環境

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口減少は、今後、少子高齢化の進行に加え、老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むとされており、家庭や地域の教育力の低下が懸念される中、少子化等に対応した活力ある学校づくりが求められています。

(2) グローバル化の進展

グローバル化が更に加速する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語でコミュニケーションを図り、他者と交流・共生していくために必要な能力を育成する必要があります。

(3) 超スマート社会（Society 5.0）の到来

AIやIoTなどの技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されており、進歩し続ける技術を使いこなす力を身に付けること等により、生涯にわたって活躍できる人材の育成が求められています。

(4) 人生100年時代の到来

今後到来が予想される人生100年時代をより豊かに生きるため、それぞれのニーズに応じた多様な学習や学び直しの機会を充実させ、その学習成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが求められています。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

自然環境や貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題の解決に向けて、身近なところから主体的に取り組み、新たな価値観や行動変容等につなげる持続可能な社会の創り手を育成する必要があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、社会、経済、人々の行動や価値観などあらゆる面に波及し、学校教育を取り巻く状況も大きく変化しており、ICT等を活用した子どもたちの学びの保障に向けた取組が求められています。

2 国・県の動向

(1) 国の教育振興基本計画

平成18年12月、科学技術の進歩や少子高齢化など教育をめぐる状況が大きく変化する中で、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。

同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が基本的な計画を定めることとされたことから、平成20年7月に国の教育振興基本計画が策定されました。

その後、東日本大震災や社会情勢の変化を踏まえて、平成25年6月に25年度から29年度までの5年間を期間とする第2期教育振興基本計画が策定されました。

また、平成30年6月には、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示す第3期教育振興基本計画が策定されました。

(2) 県の教育振興基本計画

国が教育基本法を改正し、教育振興基本計画を策定した状況を踏まえ、県の実情に応じた教育振興のための施策についての基本的な計画として、平成21年2月に県教育振興基本計画が策定されました。

その後、社会情勢の変化に対応するとともに、国の教育振興基本計画の内容を参酌し、平成26年2月に、26年度から30年度までの5年間を期間とする県の第2期教育振興基本計画が、平成31年2月には、第3期教育振興基本計画が策定されました。

3 本市のこれまでの取組

第一次計画では、目指すべき教育の姿を、「鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。」とし、5つの本市教育施策の方向性のもと、各種施策に取り組んできました。

具体的には、人として持つべき規範意識や倫理観といった道徳性を養うための道徳教育の充実を図るとともに、いじめ問題や不登校などに対応するため、臨床心理相談員活用事業やスクールカウンセラー派遣支援事業を創設しました。

児童生徒の「確かな学力」を育成するため、教職員研修等を通して教職員の指導力向上に取り組むとともに、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図り、また、運動習慣の確立と体力向上のため、「一校一運動」への継続的な取組などを推進しました。また、これらに加え、かごしま創志塾を開設し、グローバル人材の育成にも取り組んできました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく事務の点検・評価を活用し、毎年度、事務や施策の評価を行い、その結果を市議会へ報告するとともにホームページで公表しています。

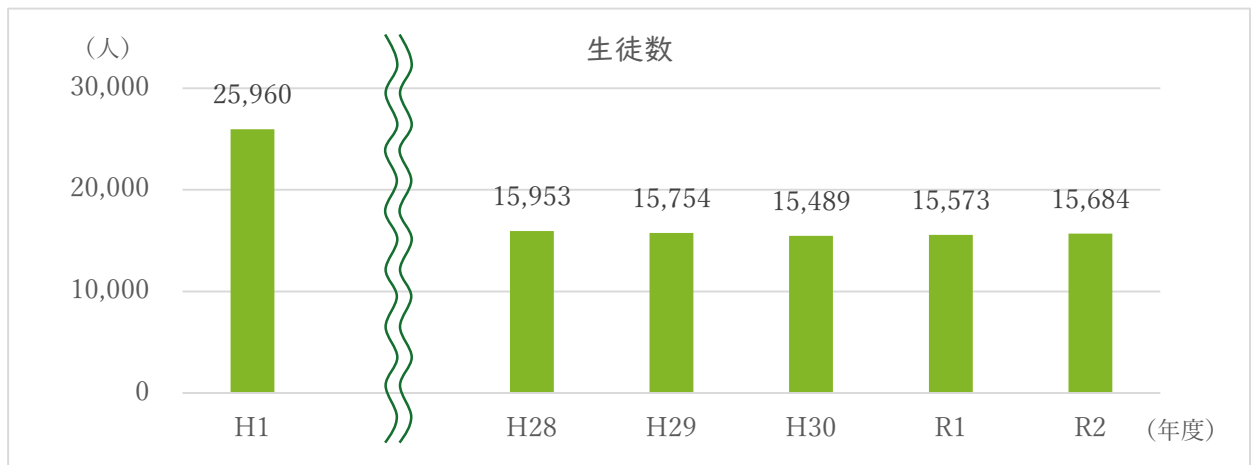
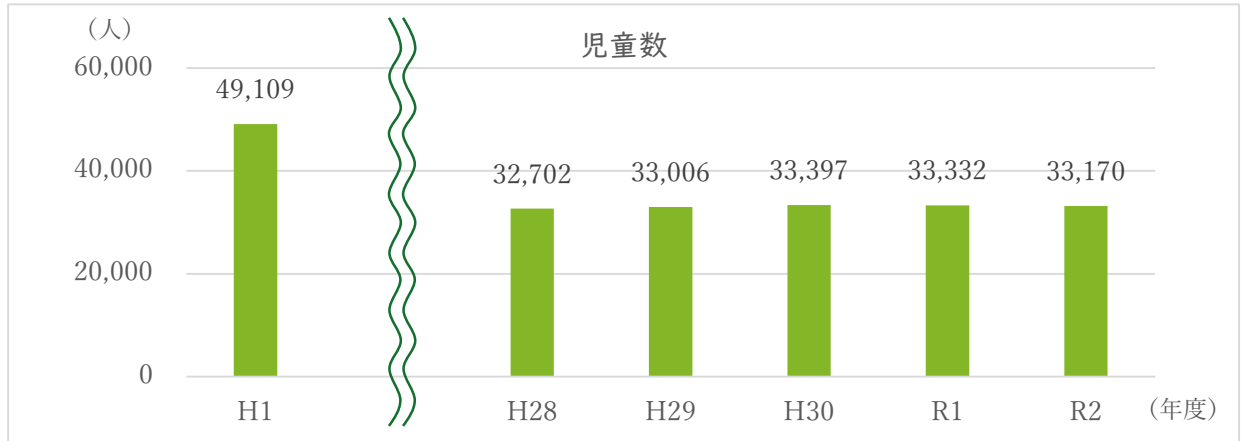
令和2年度の点検・評価においては、すべての施策において概ね達成されており、各施策が計画的に推進されていると評価されましたが、第二次計画の策定に当たっては、教育を取り巻く社会情勢の変化を見極め、各施策の課題を精査するとともに、達成状況を適切に示す指標を設定することで、PDCAサイクルを確立し機能させることが必要であるとされました。

これまでの取組の成果や課題、社会情勢を踏まえ、第二次計画を策定することとします。

第3章 本市教育の現状

I 児童生徒数

① 児童生徒数の推移



市立小・中学校の児童生徒数は、近年、ほぼ横ばいで推移していますが、長期的には減少傾向にあり、平成元年度と比較すると、令和2年度は、児童数が約70%、生徒数が約60%に減少しています。

学校規模については、局地的な宅地造成に伴い大規模化が進んでいる地域もありますが、市全体としては、小規模化が進んでいます。

今後の児童生徒数については、住民基本台帳人口や本市人口ビジョンにおける年少人口(0～14歳)の推計指数等を参考にすると、減少傾向が続くことが見込まれています。

2 学力

①全国学力・学習状況調査 平均正答率の国との比較

小学6年生

(年度)

	H28	H29	H30	R1	R2
国語	-	-	-	6.6	-
国語A	1.6	2.9	3.3	-	-
国語B	2.6	-0.9	0.5	-	-
算数	-	-	-	0.6	-
算数A	3.4	3.1	3.9	-	-
算数B	1.1	2.4	1.0	-	-

中学3年生

(年度)

	H28	H29	H30	R1	R2
国語	-	-	-	0.3	-
国語A	-0.5	-0.5	1.2	-	-
国語B	-0.5	1.1	-2.0	-	-
数学	-	-	-	2.0	-
数学A	0.3	0.6	1.4	-	-
数学B	-0.2	-0.2	2.3	-	-

※全国平均を100とした本市との差

※教科Aは主に「知識に関する問題」、教科Bは主に「活用に関する問題」である。

※令和元年度から、A問題とB問題が統合された。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施である。

平成28年度から平成30年度までの調査においては、小学6年生では平成29年度の国語B以外、全教科で全国平均以上となりました。

中学3年生では、平成28年度は4科目中3科目で全国平均を下回りましたが、平成30年度以降は、平成30年度の国語B以外、全教科で全国平均以上となりました。

知識と活用を一体的に問う調査問題となった令和元年度の国語、算数・数学は、小・中学校ともに全国平均を上回っています。

②全国学力・学習状況調査 平均正答率の県との比較

小学6年生

(年度)

	H28	H29	H30	R1	R2
国語	-	-	-	3.0	-
国語A	3.3	2.7	4.3	-	-
国語B	5.0	3.6	3.8	-	-
算数	-	-	-	3.1	-
算数A	2.2	2.5	3.1	-	-
算数B	5.1	4.4	6.1	-	-

中学3年生

(年度)

	H28	H29	H30	R1	R2
国語	-	-	-	4.3	-
国語A	1.8	2.7	2.7	-	-
国語B	3.1	4.3	3.4	-	-
数学	-	-	-	7.0	-
数学A	4.5	6.6	4.7	-	-
数学B	6.3	4.3	6.7	-	-

※県平均を100とした本市との差

※教科Aは主に「知識に関する問題」、教科Bは主に「活用に関する問題」である。

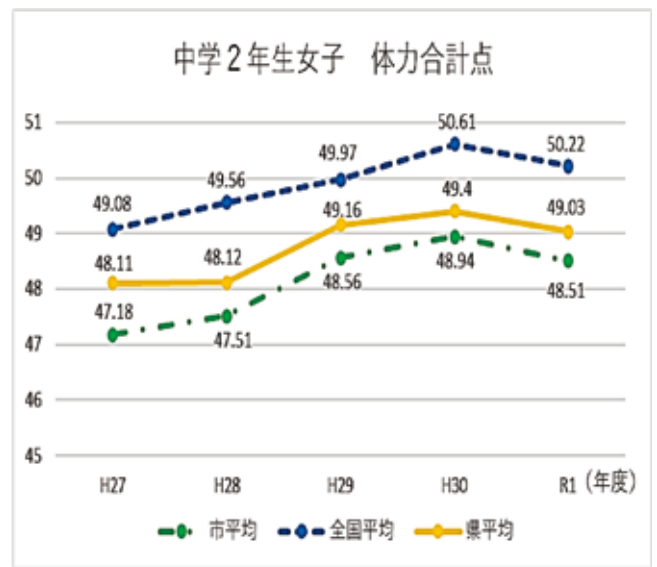
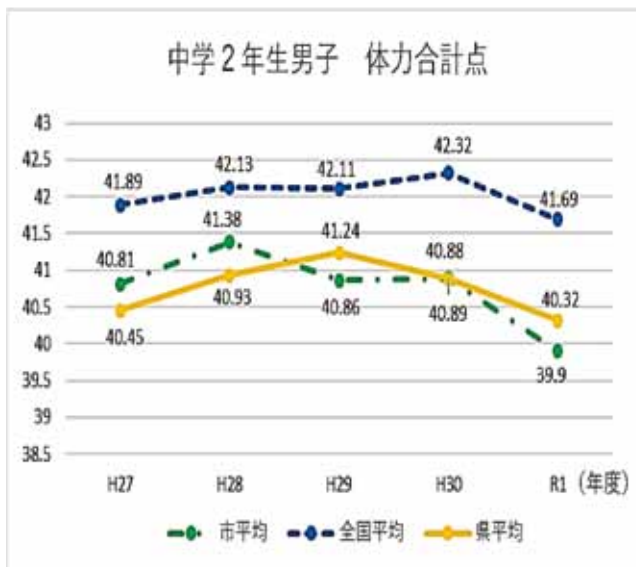
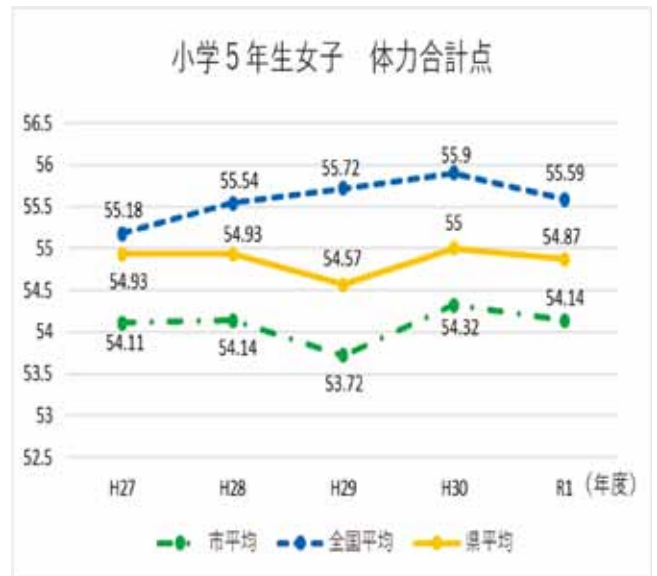
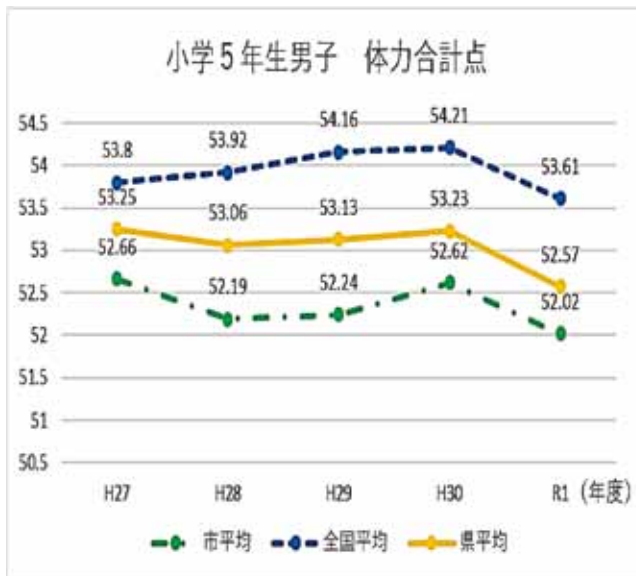
※令和元年度から、A問題とB問題が統合された。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施である。

鹿児島県全体の平均との比較では、全教科で上回っています。

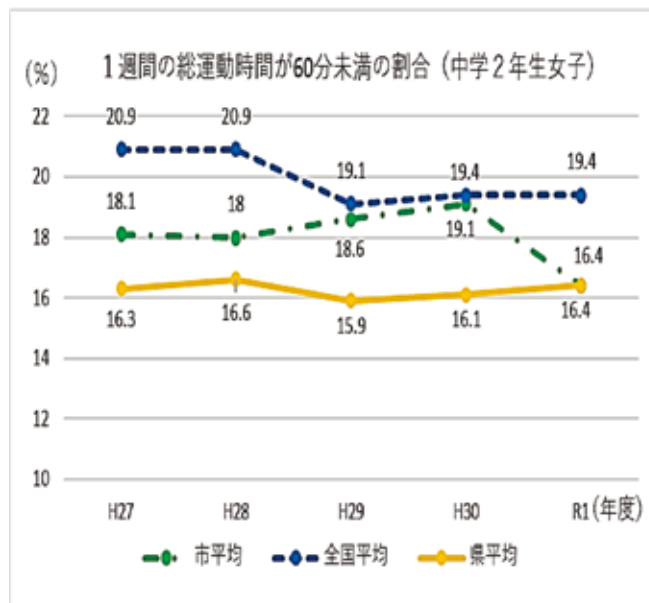
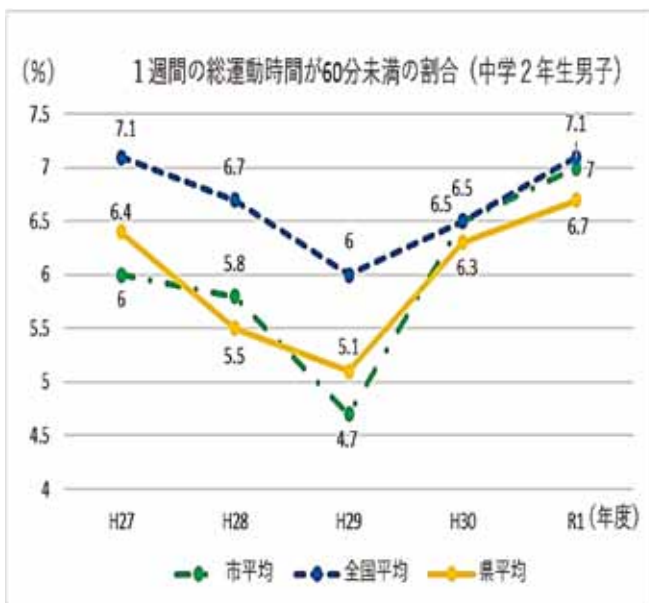
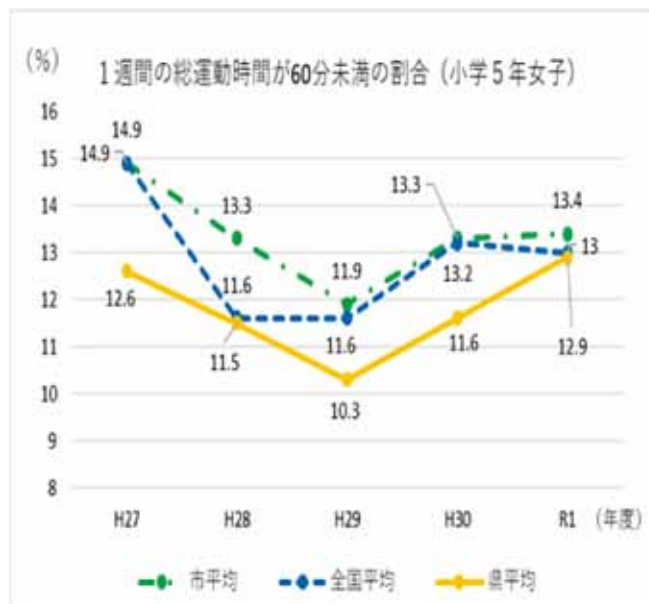
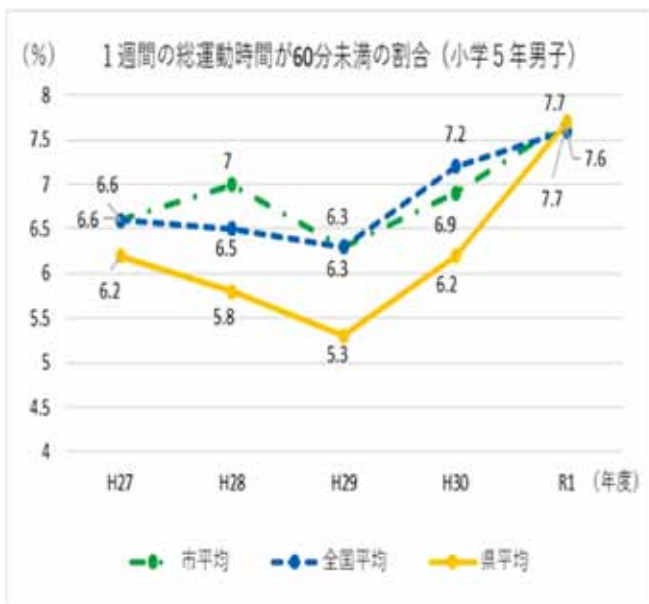
3 体力

①全国体力・運動能力、運動習慣等調査 体力合計点の国・県との比較



児童生徒の体力合計点は、全国平均や県平均を若干下回っています。

②全国体力・運動能力、運動習慣等調査 総運動時間が体育の授業以外で60分未満の児童生徒の国・県との比較

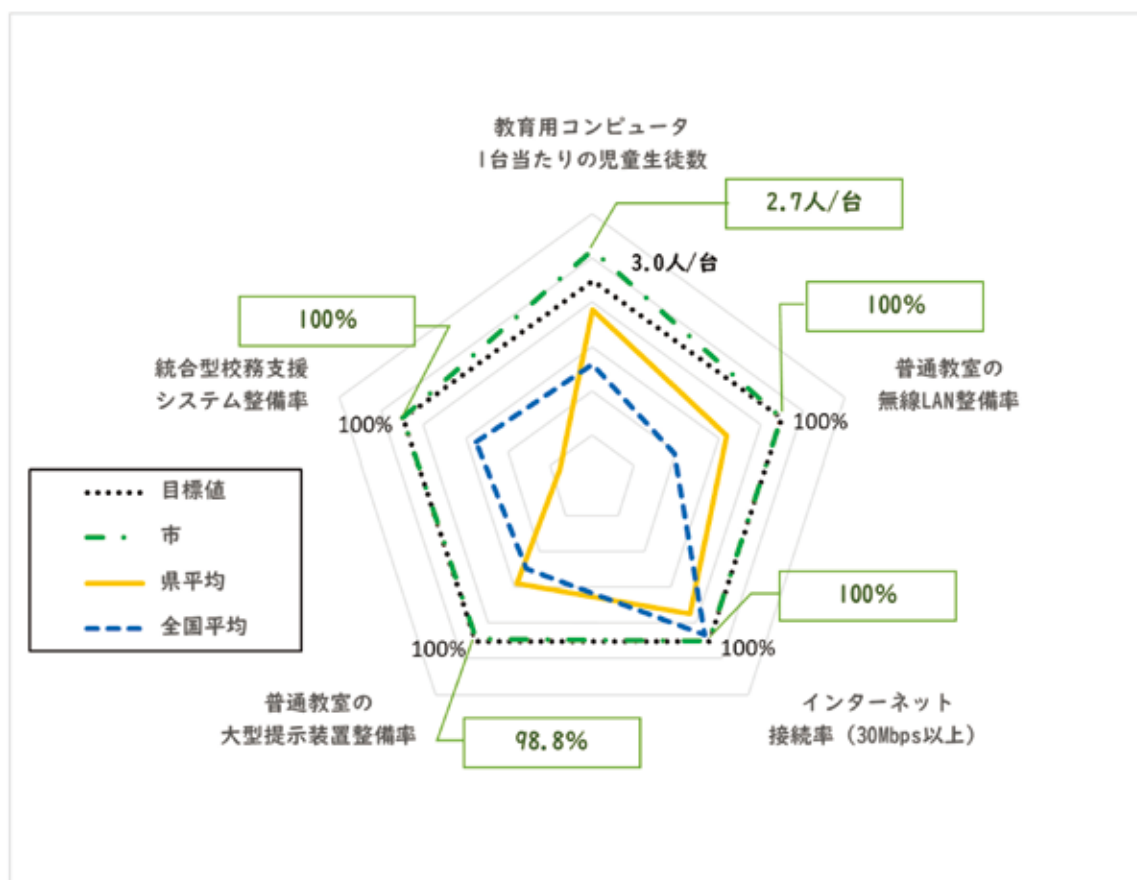


1週間の総運動時間が「体育の授業以外で60分未満の割合」は、中学2年生女子以外で、平成29年度に大きく減少した後、増加傾向にあります。

4 教育の情報化

①教育の情報化の実態に係る主な指標（令和2年3月現在）

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）

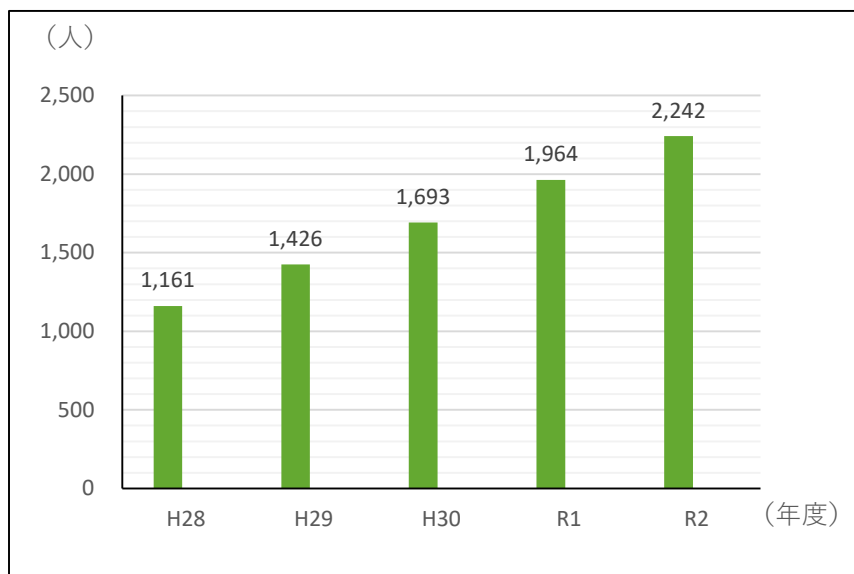


指標（小・中・高など）	市	県平均	全国平均
①教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	2.7人/台	3.5人/台	4.9人/台
②普通教室の 無線LAN整備率	100%	74.1%	48.9%
③インターネット接続率 (30Mbps以上)	100%	84.8%	96.6%
④普通教室の 大型提示装置整備率	98.8%	67.9%	60.0%
⑤統合型校務支援 システム整備率	100%	25.2%	64.8%

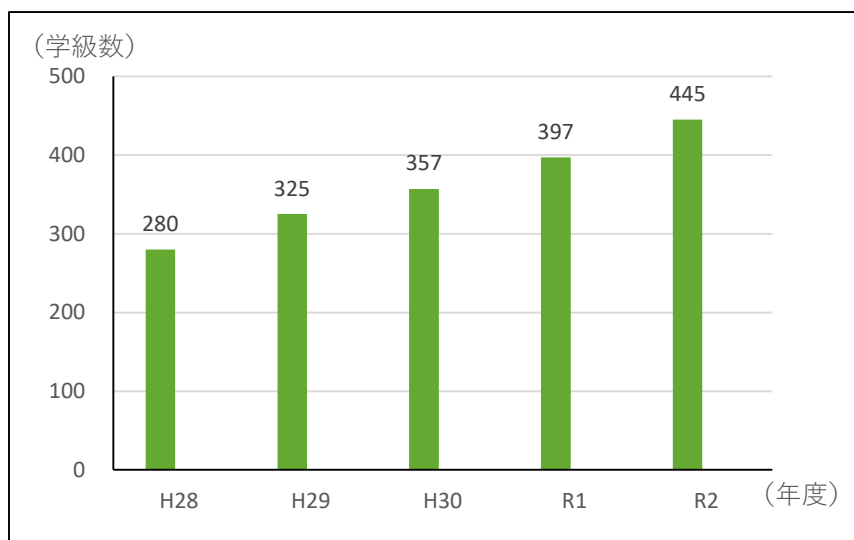
本市の主な指標は、すべてにおいて全国・県平均を上回り、高い数値を示しており、「①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」については、令和3年度中に市立小・中学校においては、「1人/台」となる見込みとなっています。

5 特別支援教育

①特別支援学級在籍児童生徒数



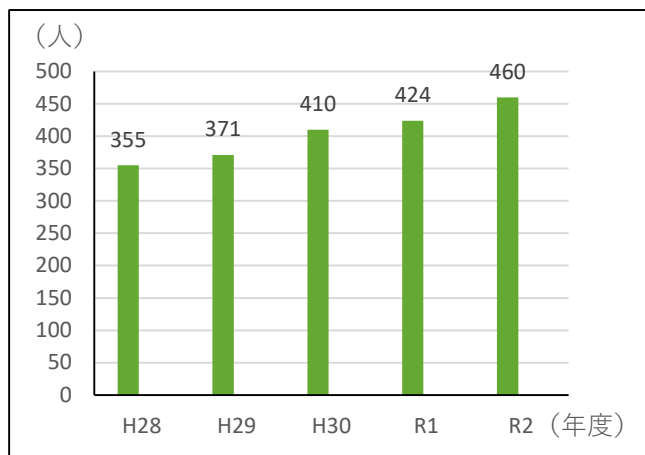
②特別支援学級数



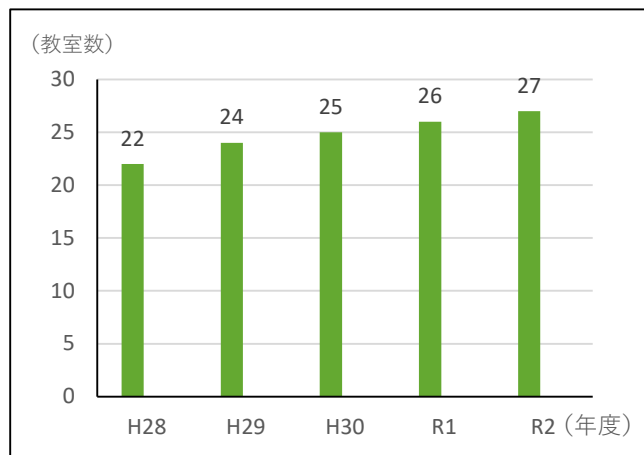
近年、特別支援学級の在籍児童生徒数は急激な増加傾向にあり、平成28年度と令和2年度を比較すると約1.9倍に増加しています。

また、特別支援学級数についても増加傾向にあり、平成28年度と令和2年度を比較すると、約1.6倍に増加しています。

③通級指導を受けている児童生徒数



④通級指導教室数



通級指導を受けている児童生徒数は、平成28年度と令和2年度を比較すると、約1.3倍に増加しています。

また、通級指導教室数は、平成28年度と令和2年度を比較すると、5教室増加しています。

6 いじめ・不登校

①いじめの認知件数 国、県との比較

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、鹿児島県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について」)

小学校

(件)

中学校

(件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
市	382	381	554	551	500
県	3,935	3,509	5,436	7,794	6,470
全国	233,668	311,322	421,116	479,447	416,861

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
市	216	271	228	319	272
県	1,345	1,214	1,540	1,925	2,196
全国	68,291	77,137	93,921	102,738	78,537

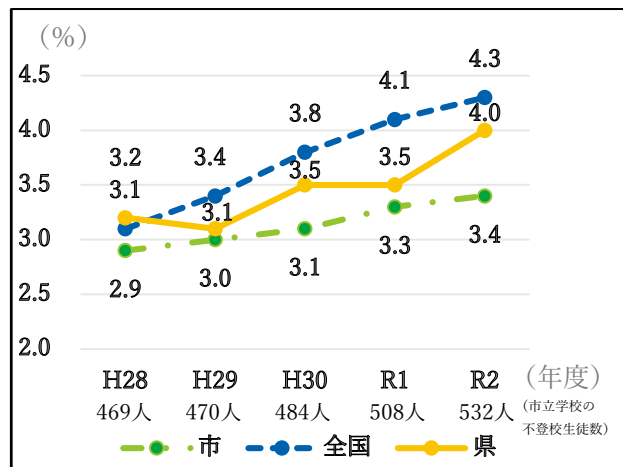
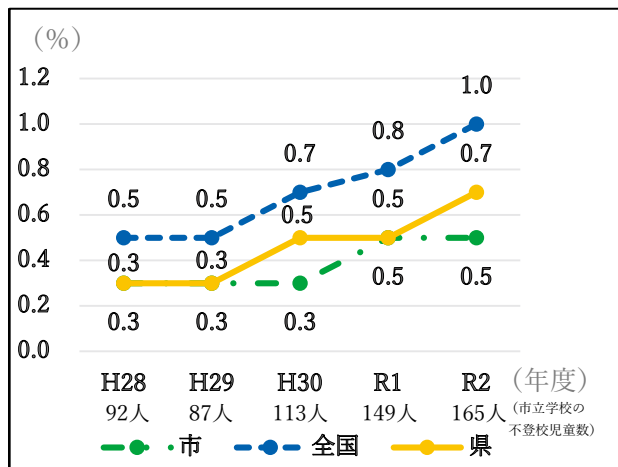
本市の令和2年度はいじめの認知件数は、小・中学校のいずれも令和元年度と比較すると減少しているものの、平成28年度からは増加しています。

②不登校児童生徒の在籍率

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、鹿児島県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等(鹿児島県公立学校)の状況について」)

小学校

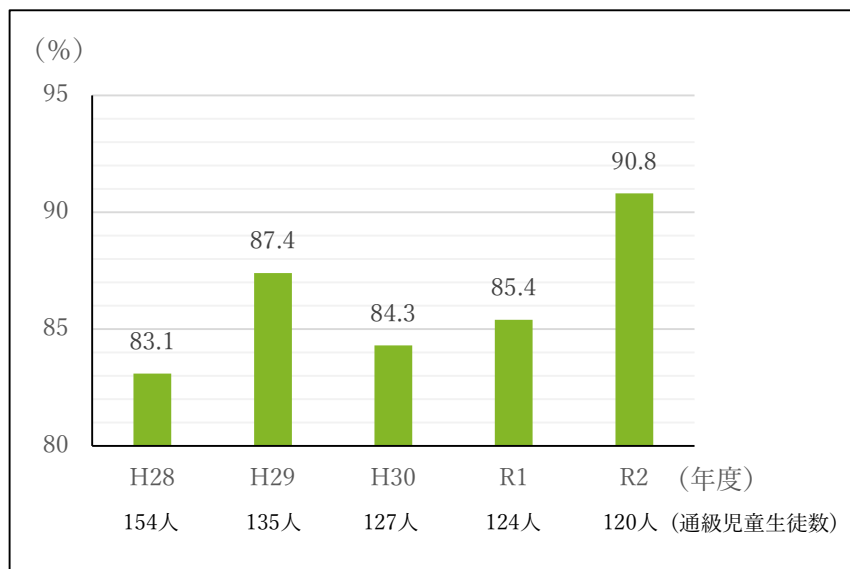
中学校



※在籍率 = 不登校児童生徒数 ÷ 在籍児童生徒数 × 100

本市の令和2年度の不登校児童生徒の在籍率は、小学校0.5%、中学校3.4%であり、平成28年度から増加傾向にあります。また、小学校と比較し、中学校の割合が高くなっています。また、小・中学校ともに全国、県よりも在籍率は低い状況にあります。

③フレンドシップ通級生の学校復帰率(鹿児島市教育委員会「適応指導教室月例報告」)



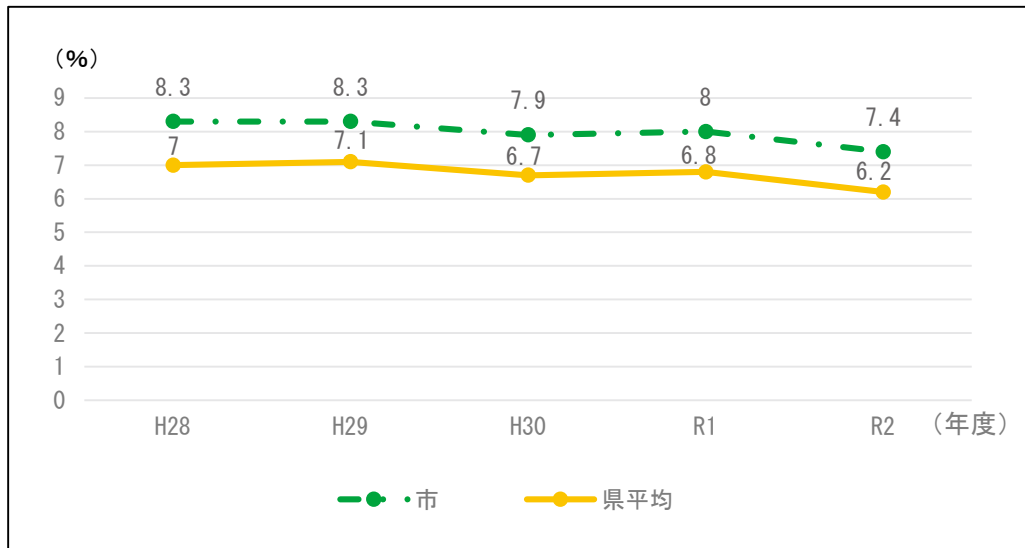
本市で行っているフレンドシップ(適応指導教室)は、市内5か所にあり、主に不登校の児童生徒の学校復帰への支援を行っています。

フレンドシップでは、相談員や支援員が、学校との連携の上、相談等を行っています。フレンドシップに通う児童生徒の学校復帰率は概ね80%を超えています。

7 学校安全

①小・中学生の学校内でのけがの発生割合

(日本スポーツ振興センター統計情報システム)

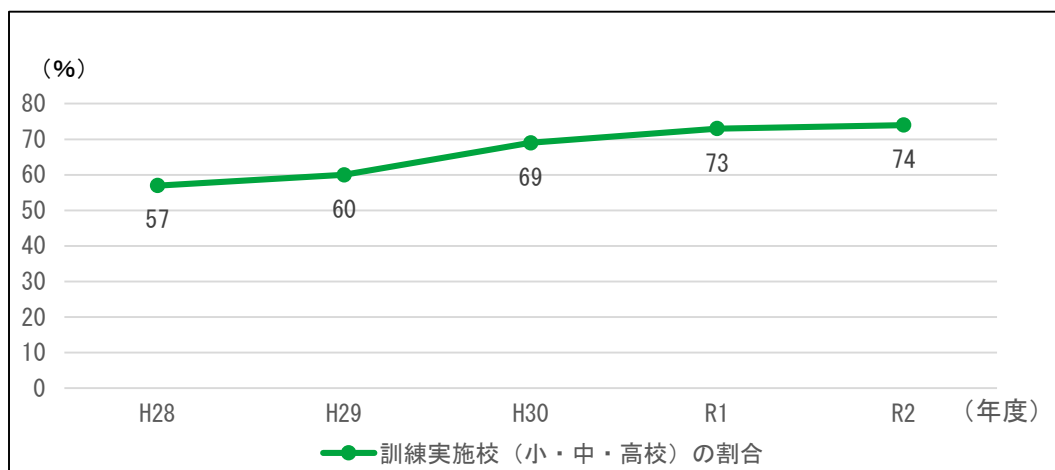


事故やけがに関するアンケート調査などの地域診断結果から、小・中学生の事故等が発生した場所は学校が最も多かったことから、本市セーフコミュニティの重点的に取り組むべき分野の1つとして「学校の安全」を設定し、学校内でのけがの減少に取り組んでいます。

発生割合がほぼ横ばいだった平成28年度から令和元年度に比べ、令和2年度は若干減少しましたが、すべての年度で県平均を上回っています。

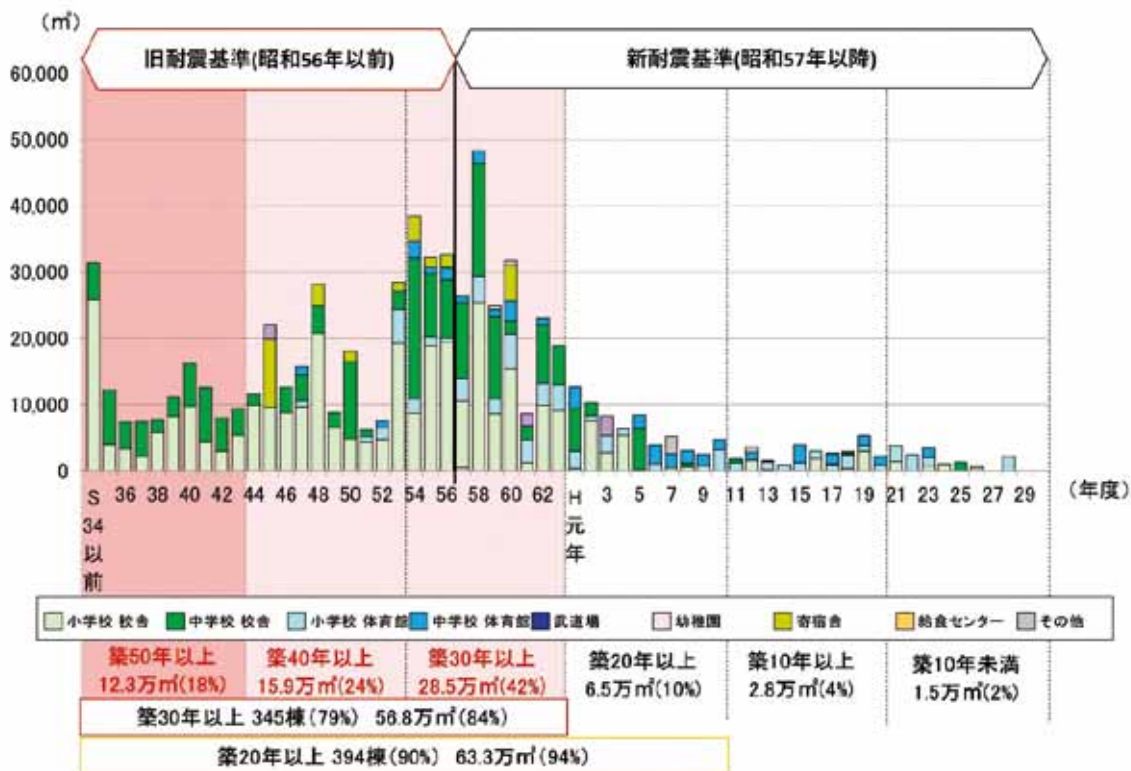
②危険予知トレーニング（KYT）教材を活用した訓練実施校（小・中・高校）の割合

(鹿児島県教育委員会「学校安全活動調査」)



学校内でのけがの発生が多い時間帯である休憩時間にけが防止を呼びかける校内パトロール、校庭などのけがの発生が多い場所を示し、その防止を働きかける危険箇所マップづくりなどに加え、児童生徒自らが危険を予測したり回避したりするなどの意思決定や行動選択ができるよう危険予知トレーニング（KYT）教材を活用した訓練に取り組んでおり、平成28年度から令和2年度まで、訓練実施校の割合は増加傾向にあります。

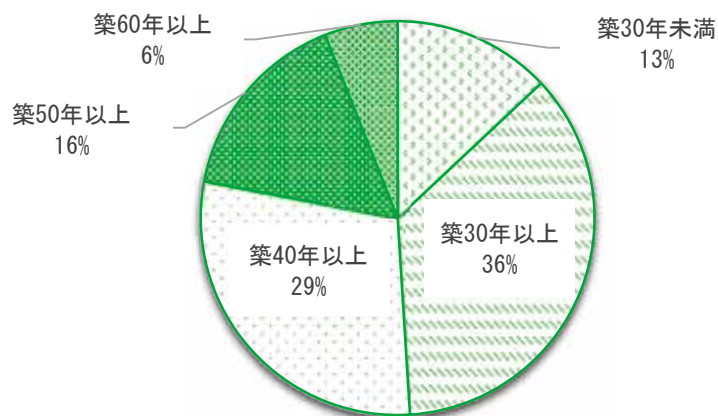
①-1 学校施設の経年別の保有面積及び保有棟数の推移



出典：「鹿児島市学校施設長寿命化計画（R2.6）」

①-2 学校施設の築年数別面積割合（R2.4.1 現在）

小・中・高校



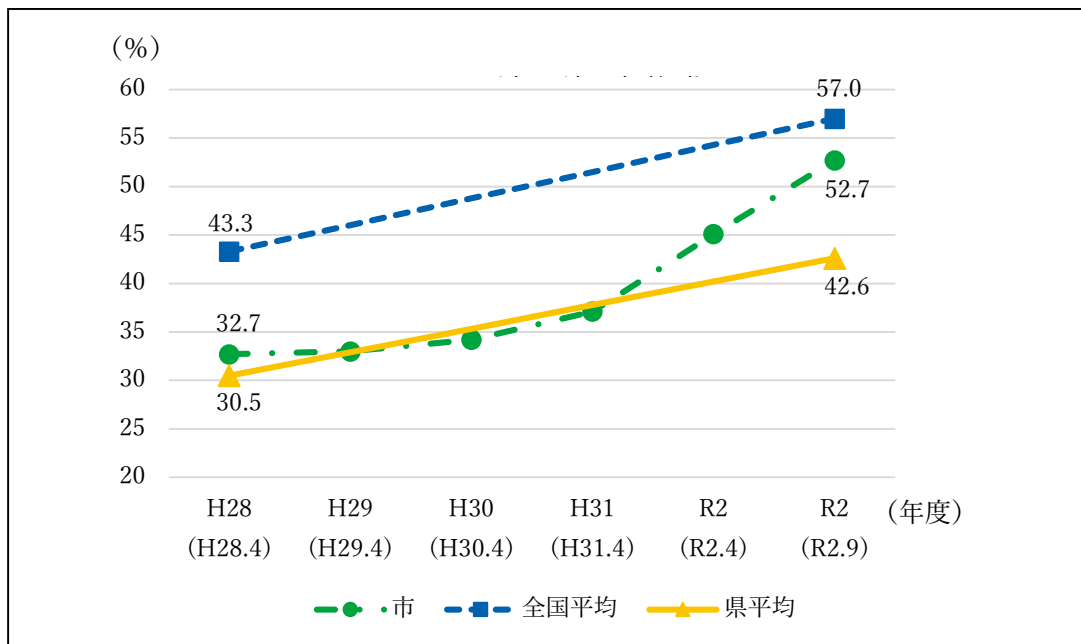
「鹿児島市学校施設長寿命化計画」の対象施設（幼稚園、給食センターを除く）

本市の学校施設の多くは昭和58年前後に建築されており、築30年以上の建築物が学校施設全体の80%を超え、建築物の多くが設備の改修時期や、建物の長寿命化改良の検討時期を迎えています。

学校施設（小・中・高校）の22%（面積割合）の建築物が築50年を経過しており、建替えの検討の時期を迎えています。

②学校のトイレ洋式化率の推移

(文部科学省「公立学校施設のトイレの状況について(令和2年9月1日現在)」)

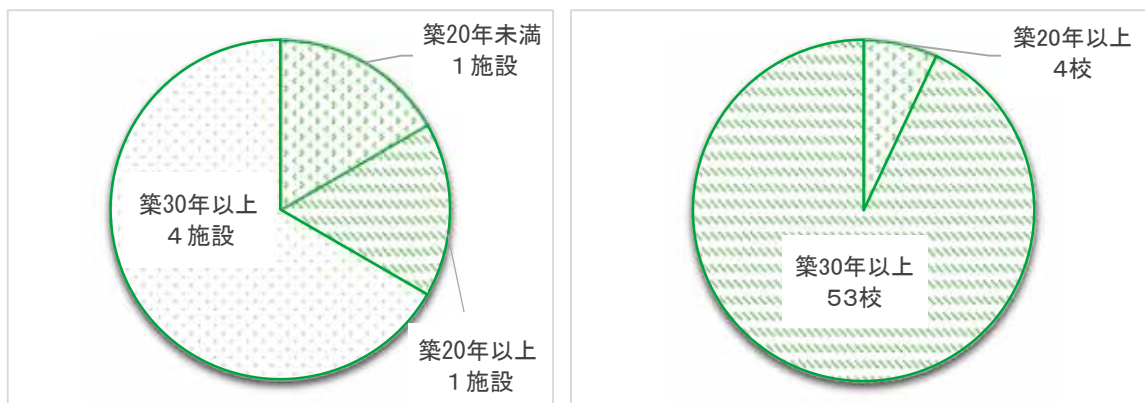


学校のトイレ洋式化率は、県平均を上回っていますが、全国平均は下回っています。

③給食施設の築年数

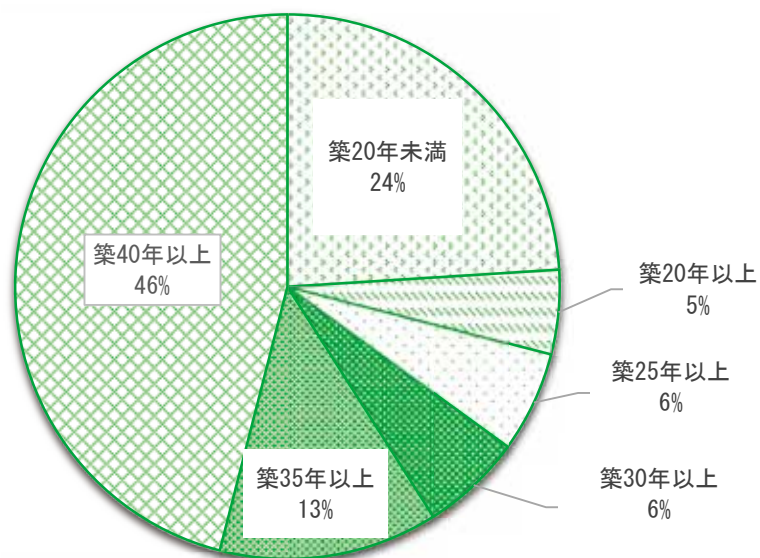
6 学校給食センター築年数(R3.4月)

自校方式校 57 給食施設築年数(R3.4月)



給食施設の築年数は、30年以上が、学校給食センター6か所中4か所(約70%)、自校方式校57校中53校(約90%)と老朽化が進んでおり、施設の劣化状況に応じた対応が必要となっています。

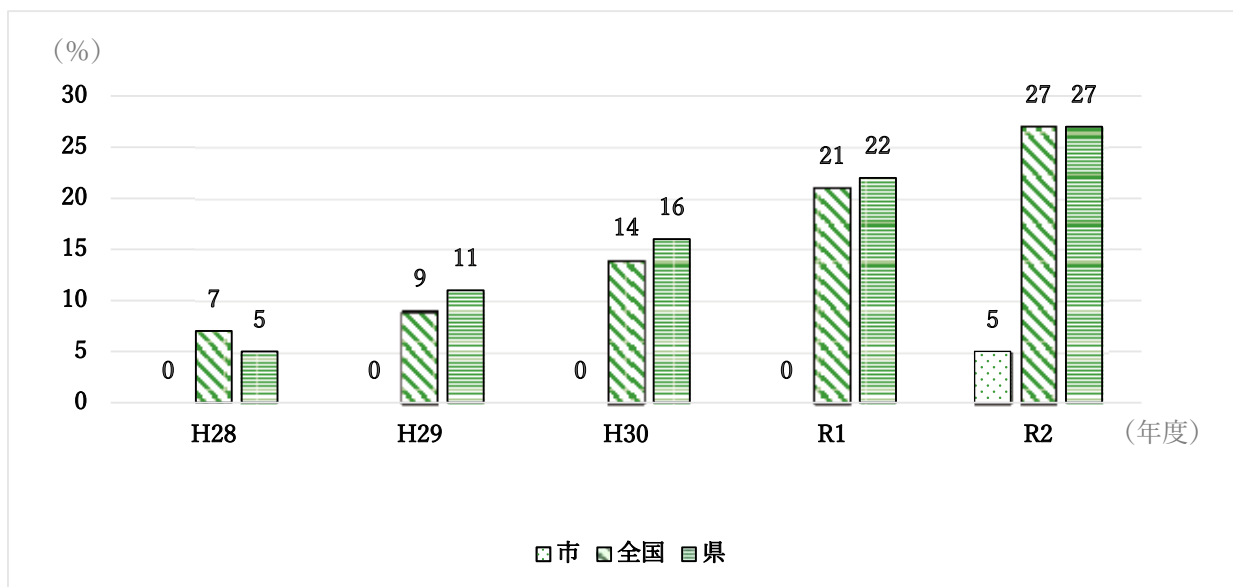
④ 学校プールの築年数（R2年度末現在）



学校プールの築年数は、40年以上が46%、35年以上40年未満が13%、30年以上35年未満が6%であり、築年数が30年以上経っているプールの割合は全体の65%と老朽化が進んでいます。

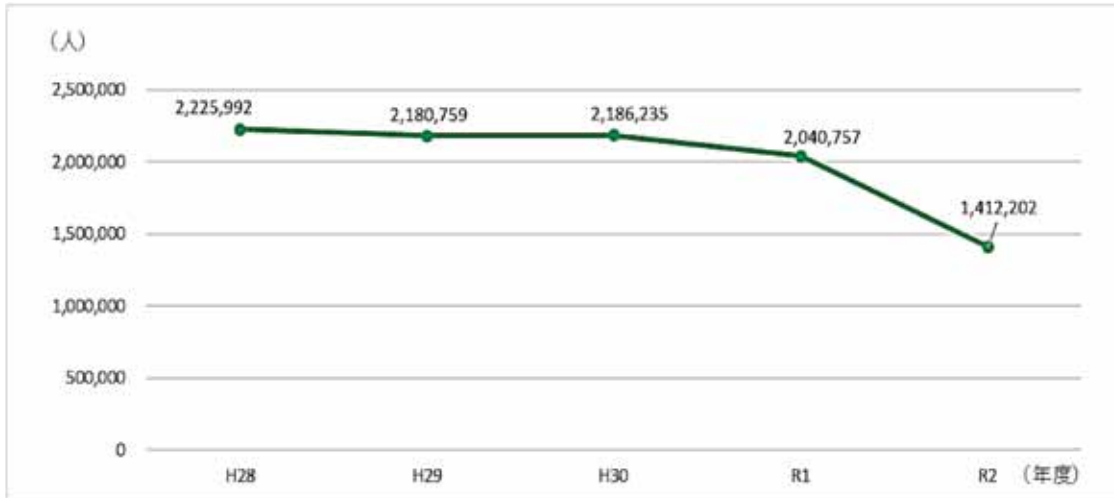
9 学校運営協議会

① 学校運営協議会設置校の割合の推移（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」、鹿児島県教育委員会「コミュニティ・スクール導入状況調査」）



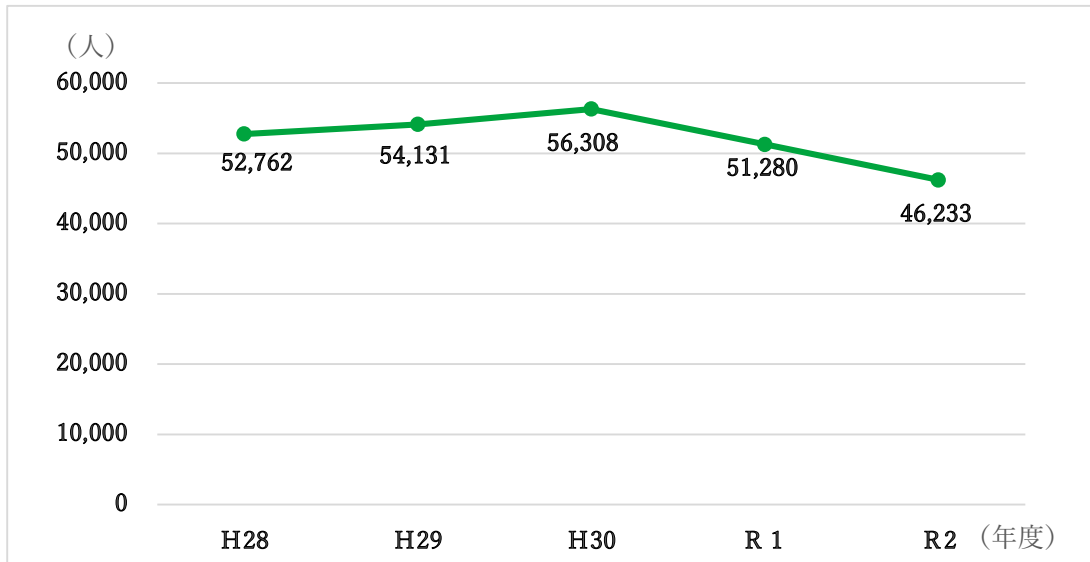
平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、学校の教育目標やビジョンを地域住民等と共有し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育み、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営協議会の設置が努力義務化されており、令和2年度の公立学校における設置割合は、全国・県は約30%、本市は約5%となっています。

①生涯学習プラザと地域公民館等の利用状況



生涯学習プラザや地域公民館、図書館等の生涯学習関連施設の利用者数は、平成30年度までは横ばい状態ですが、令和元年度から2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館等のため減少しています。

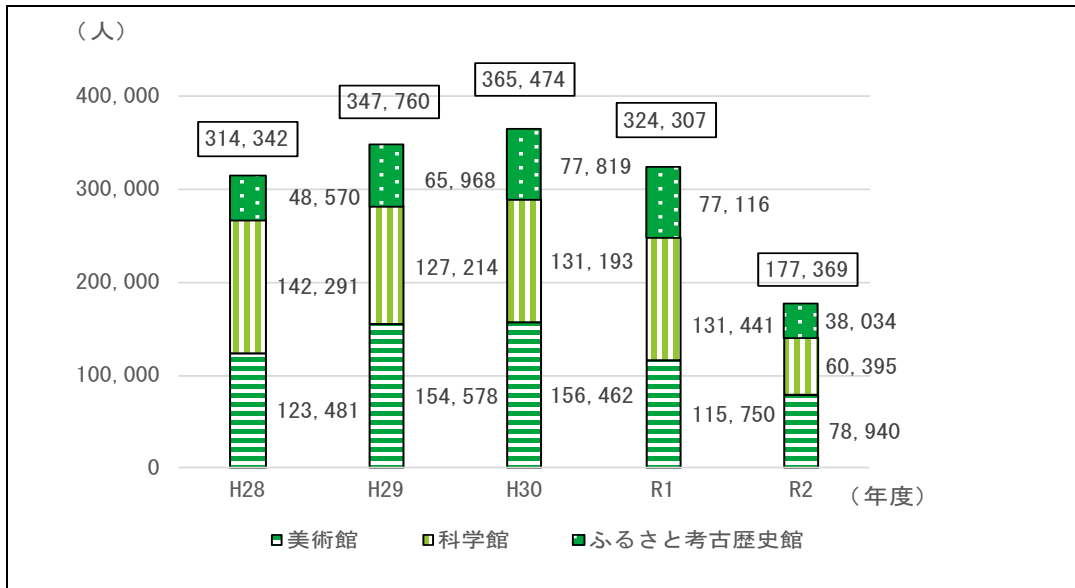
②学校支援ボランティア活動者数



学校支援ボランティア事業における活動者数は、平成30年度までは増加傾向ですが、令和元年度から2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の自粛等のため減少しています。

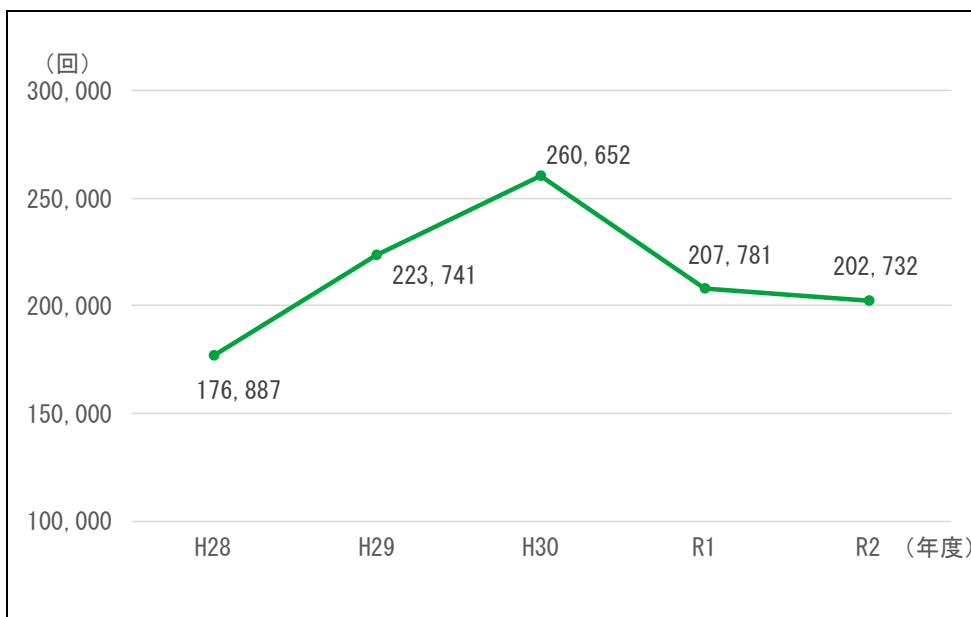
II 文化芸術

① 主な文化施設入館者数



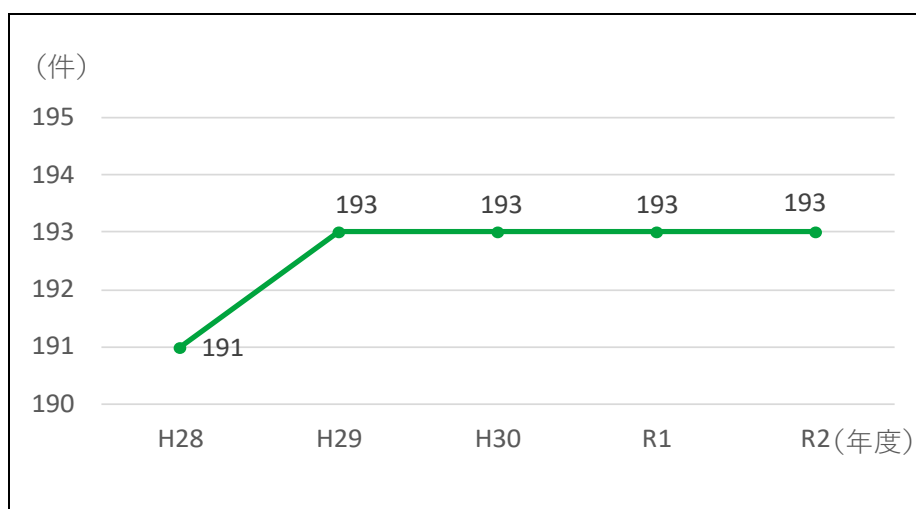
美術館、科学館及びふるさと考古歴史館の入館者数は、平成28年度から30年度にかけて概ね増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和元年度は美術館が減少し、2年度は各館とも大幅に減少しています。

② 美術館のホームページ閲覧数



美術館のホームページ閲覧数は、平成28年度から30年度にかけて、入館者数と同様に増加傾向でしたが、令和元年度は大幅に減少となり、2年度は微減となっています。

③文化財の指定等件数



文化財の指定等件数は、新たな文化財の指定を行った一方で、建物の解体による登録抹消もあり、平成29年度以降は193件となっています。

「目指すべき教育の姿」と「施策」の関連図

目指すべき教育の姿

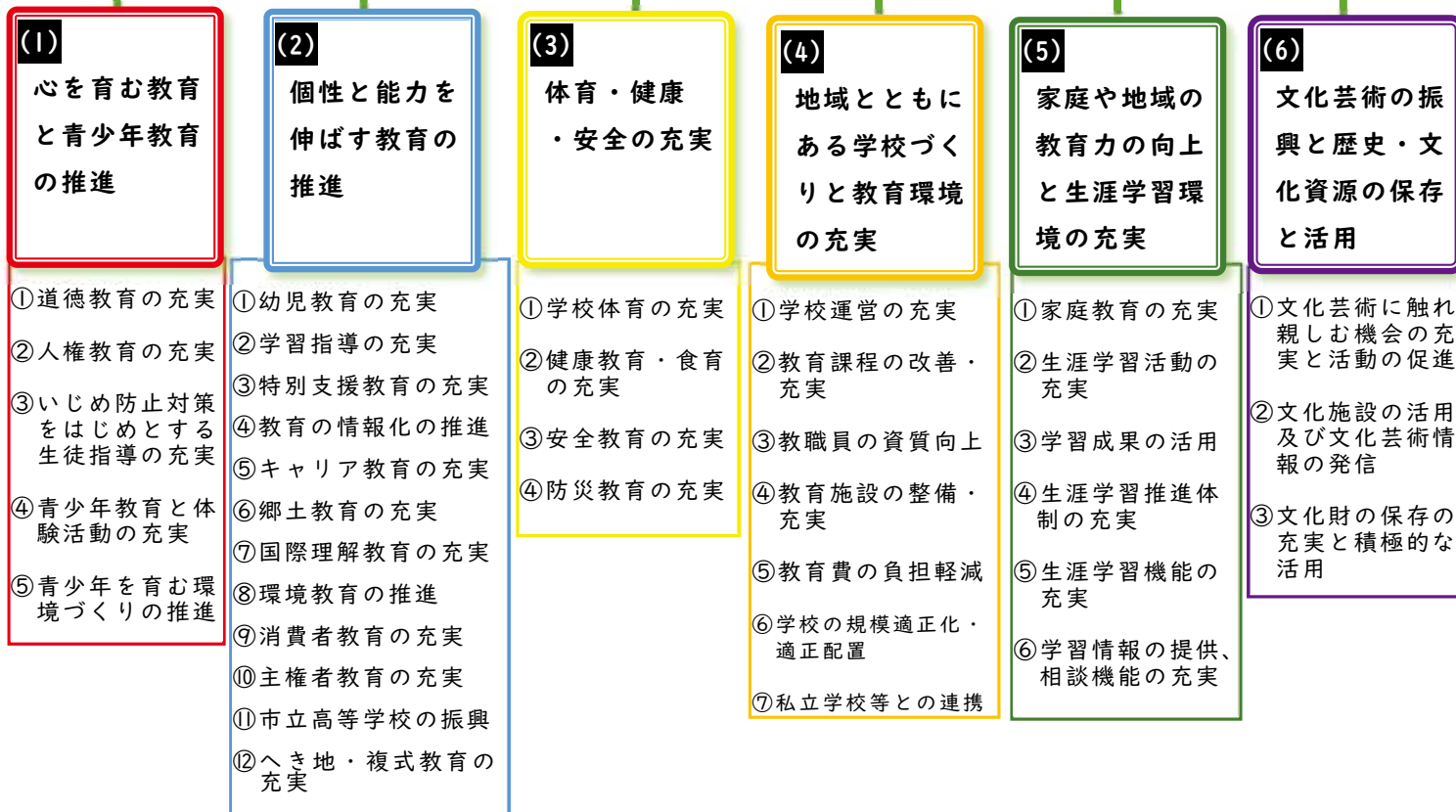
- 【か】 鹿児島市に誇りを持ち、
- 【ご】 これからの時代に必要な生きる力を養い、
- 【し】 心身ともにたくましく、
- 【ま】 学び続ける人材を社会全体で育成します。

鹿児島市の教育の取組における基本的な考え方

子どもたちが夢と希望を持って、限らない可能性に挑戦できるよう、学校・家庭・地域・事業者などが連携・協働しながら、情操や道徳心といった豊かな心をはじめ、確かな学力、健やかな体の3つのバランスのとれた「生きる力」を育む教育を進めます。

誰もが、生涯にわたって学び続けることができるほか、文化芸術や歴史に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

【本市教育施策の方向性】



第4章 目指すべき教育の姿

本市では、第一次計画において、本市の目指すべき教育の姿を「鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。」として取り組んできました。

これは、本市の独自性を出しながら、普遍的な目標をわかりやすく表現したものであり、第二次計画においても引き継ぐこととします。

- 【か】 鹿児島市に誇りを持ち、**
【ご】 これからの時代に必要な生きる力を養い、
【し】 心身ともにたくましく、
【ま】 学び続ける人材を社会全体で育成します。

【か】 郷土への誇りと愛着を育むことから始まるという意味が込められています。

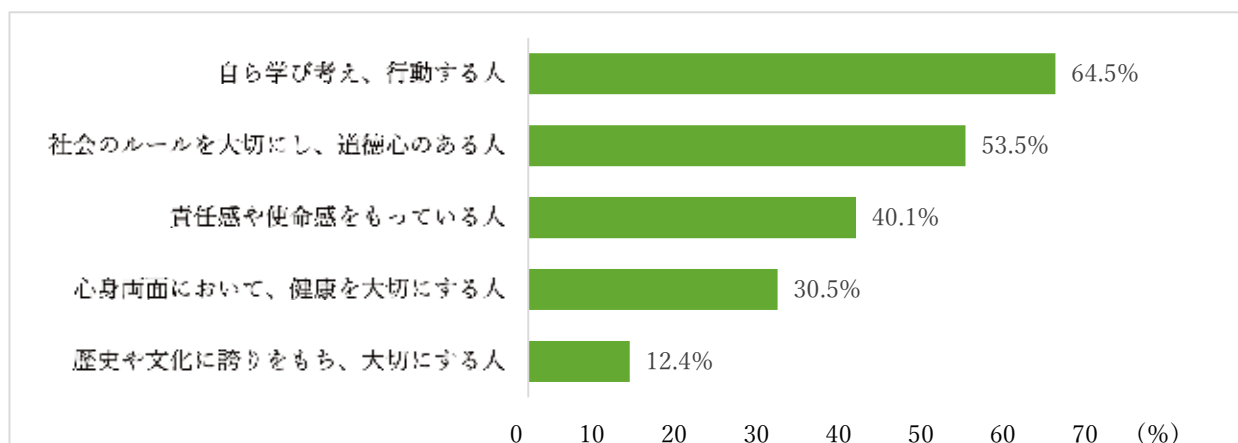
【ご】 予測困難で変化の激しい時代にあって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な「生きる力」の育成が求められています。

【し】 心身の健やかな成長は、生きていく上での土台となります。

【ま】 学校・家庭・地域・事業者などが連携・協働しながら、学び続ける人づくりに取り組んでいきます。

また、令和2年7月の「教育に関する市民意識調査」においては、「これからの鹿児島市の教育に、どのような人づくりを期待しますか」という設問に対し、「自ら学び考え、行動する人」(64.5%)、「社会のルールを大切にし、道徳心のある人」(53.5%)、「責任感や使命感をもっている人」(40.1%)などとなっています。

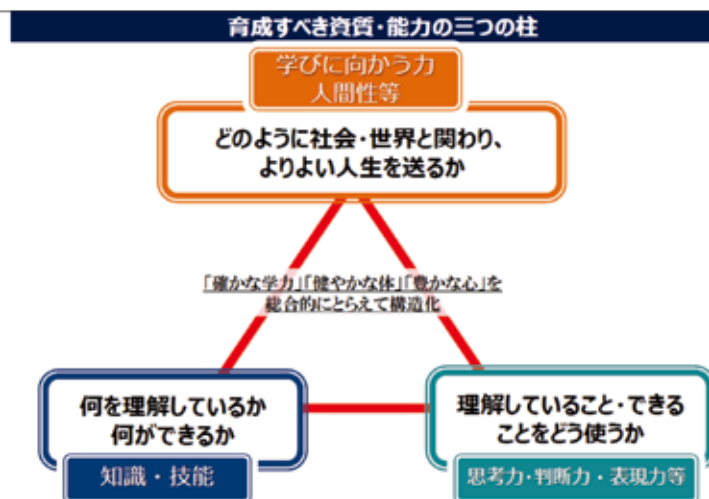
【参考】 市民意識調査（対象者：3,000人 回答者：1,709人 回答率：57.0%）
これからの鹿児島市の教育に、どのような人づくりを期待しますか（複数回答可）



平成28年の第一次計画の改定以降、学習指導要領も改訂され、平成30年度から順次実施されています。その学習指導要領では、引き続き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たり、育成すべき資質・能力として、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」に加え、「**学びに向かう力、人間性等**」が示されました。

【学習指導要領より】

「**学びに向かう力、人間性等**」は、子どもたちの情意や態度等に関わるものであり、主体的に学習に取り組む態度や、自己の感情や行動を統制する力、互いのよさを生かして協働する力、優しさや思いやりなどを含んでおり、数値に表しにくい資質・能力、いわゆる「**非認知能力**」と言えます。



本市では、これまでも、道徳科や特別活動等を通して、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性や、主体性、協働性、コミュニケーション力や問題解決力など、社会生活に必要とされる普遍的で重要な資質・能力として育成に努めてきました。

それらは数値に表しにくく評価されにくいため、学校教育においては、学力調査の結果といたったわかりやすい指標を優先する指導に偏ってしまう面がありましたが、幼児期から児童生徒一人ひとりの態度や行動の変容を丁寧に捉えていく指導こそ、必要であると考えています。

そこで、今後はこれまでの取組を踏まえる中で、先述した3つの資質・能力のバランスに配慮しながら、特に「**学びに向かう力、人間性等**」に焦点を当て、知識や技能の習得等を向上させる重要な土台と位置づけ、様々な教育活動等に取り組んでいきます。

【非認知能力】

近年、注目されている「非認知能力」は、いわゆる学力として測定される「認知能力」に対する概念として、国内外の機関で提唱されています。

経済協力開発機構（OECD）は「社会情緒的スキル」と定義し、認知能力の向上にも効果を持ちうるものとしてその重要性に触れ、国立教育政策研究所は「社会情緒的コンピテンス」とし、我が国の学校教育が目指してきた「生きる力」の構成要素と重なるものと指摘しています。

その他、経済産業省（社会人基礎力）や厚生労働省（就職基礎力）、内閣府（人間力）等において、それぞれの観点から非認知能力の定義を行っており、学習指導要領の「**学びに向かう力、人間性等**」は、「非認知能力」と捉えることができます。